―補正情報―

# 2020年合格目標　社会保険労務士
# 合格講座本論編、中上級講座
# スピードマスター合格講座　自習用教材
# 一問一答過去問ＢＯＯＫ

（2020/6/5現在）

合格講座本論編等の自習用教材『一問一答過去問ＢＯＯＫ』におきまして不適切な記載及び法改正により変更となった記載がありましたので、次のとおり補正させていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご訂正のうえ同書をご利用いただけますよう宜しくお願い致します。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。
『一問一答過去問ＢＯＯＫ』では裏表紙のバーコード下に記載してあります。


・2019/11/ 8更新分…ｐ.1
・2019/12/ 6更新分…ｐ.2
・2020/ 4/ 3更新分…ｐ.3
・2020/ 5/ 8更新分…ｐ.4～6
・2020/ 5/11更新分…ｐ.7
・2020/ 6/ 5更新分…ｐ.8


## 【2019/11/8更新分】

## 労働安全衛生法(RU20801)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 訂正 | P57　上部<br>問題122　解説<br>3行目 | ・・・その超えた時間が1月当たり100時間を超え、・・・ | ・・・その超えた時間が1月当たり80時間を超え、・・・ |

【2019/12/6 更新分】

## 労働者災害補償保険法(RU20802)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 訂正 | P59<br>問題 142　解説<br>4～5 行目 | ・・・。なお、本肢問題文中にある「障害等級」は「傷病等級」の誤りである。(P75) | ・・・。(P75) |

## 雇用保険法(RU20803)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 訂正 | P83<br>問題 240　解説<br>1 行目 | ・・・、厚生労働省令で定める安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が・・・ | ・・・、職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が・・・ |

## 労働保険の保険料の徴収に関する法律(RU20804)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 訂正 | P56<br>問題 143<br>4 行目 | ・・・、賃金差額の支給が確定した日の属する年度（令和元年度）の賃金総額に含める。 | ・・・、賃金差額の支給が確定した日の属する年度（令和 2 年度）の賃金総額に含める。 |

**【2020/4/3 更新分】**

## 厚生年金保険法(RU20808)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 訂正 | P204　タイトル | **NO.８　離職等をした場合における特例等** | **NO.８　離婚等をした場合における特例等** |

## 社会保険に関する一般常識(RU20809)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 訂正 | P27<br>問題 73　解説<br>リンクページ | (P75) | (P76) |

**【2020/5/8 更新分】**

## 労働基準法【第１版】 (RU20800)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 法改正に伴う補正 | P130<br>問題 349<br>1 行目 | 労働基準法の規定による賃金(退職手当を除く。)の請求権は 2 年間、・・・ | 労働基準法の規定による賃金(退職手当を除く。)の請求権は 3 年間、・・・ |
| 法改正に伴う補正 | P131<br>問題 349　解説<br>2 行目 | ・・・、帰郷旅費の請求権についても同様に時効は 2 年である。 | ・・・、帰郷旅費の請求権についての時効は 2 年である。 |

# 労働基準法【第２版】（RU20810）

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 法改正に伴う補正 | P132<br>問題 349<br>1 行目 | 労働基準法の規定による賃金(退職手当を除く。)の請求権は 2 年間、・・・ | 労働基準法の規定による賃金(退職手当を除く。)の請求権は 3 年間、・・・ |
| 法改正に伴う補正 | P133<br>問題 349　解説<br>2 行目 | ・・・、帰郷旅費の請求権についても同様に時効は 2 年である。 | ・・・、帰郷旅費の請求権についての時効は 2 年である。 |

# 雇用保険法(RU20803)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 訂正 | P95<br>問題 270　解説<br>リンクページ | (P1376) | (P137) |
| 法改正に伴う補正 | P116<br>問題 330<br>2 行目 | ・・・に要する費用の 8 分の 1 の額(当分の間、その額に 100 分の 55 を乗じて得た額)を負担する。 | ・・・に要する費用の 8 分の 1 の額(平成 29 年度から令和 3 年度までの各月においては、その額に 100 分の 10 を乗じて得た額)を負担する。 |
| 法改正に伴う補正 | P117<br>問題 329　解説<br>2 行目 | ・・・、その「2 分の 1(当分の間、その 100 分の 55)」が国庫により負担される。 | ・・・、その「2 分の 1(平成 29 年度から令和 3 年度までの各月においては、その 100 分の 10)」が国庫により負担される。 |

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 法改正に伴う補正 | P126<br>問題1<br>3行目 | ・・・、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、・・・ | ・・・、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、・・・ |
| 法改正に伴う補正 | P138<br>問題1<br>3行目 | ・・・、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、・・・ | ・・・、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、・・・ |

## 健康保険法(RU20806)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 法改正に伴う補正 | P200<br>問題2<br>3行目 | 平成31年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.6%とされたため、・・・ | 令和2年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.6%とされたため、・・・ |
| 法改正に伴う補正 | P200<br>問題2<br>4行目 | 平成31年における特例基準割合は年1.6%となった。 | 令和2年における特例基準割合は年1.6%となった。 |
| 法改正に伴う補正 | P200<br>問題2<br>5行目 | このため、平成31年における延滞金の割合の特例は、・・・ | このため、令和2年における延滞金の割合の特例は、・・・ |

# 厚生年金保険法(RU20808)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 訂正 | P209<br>空欄Ｃ　解答<br>リンクページ | (P258) | (P217) |

# 社会保険に関する一般常識(RU20809)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 法改正に伴う補正 | P11<br>問題 22　解説<br>2 行目 | ・・・、「61 万円」を超えることができない。 | ・・・、「63 万円」を超えることができない。 |
| 法改正に伴う補正 | P24<br>問題 68<br>2 行目 | ・・・、62 万円を超えることができないものであることを規定している。 | ・・・、64 万円を超えることができないものであることを規定している。 |

**【2020/5/8 更新分】**

# 雇用保険法(RU20803)

| | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|---|
| 法改正に伴う補正 | P116<br>問題 330<br>2 行目 | ・・・に要する費用の 8 分の 1 の額(当分の間、その額に 100 分の 55 を乗じて得た額)を負担する。 | ・・・に要する費用の 8 分の 1 の額(平成 29 年度から令和 3 年度までの各月においては、その額に 100 分の 10 を乗じて得た額)を負担する。 |
| 法改正に伴う補正 | P117<br>問題 329　解説<br>2 行目 | ・・・、その「2 分の 1(当分の間、その 100 分の 55)」が国庫により負担される。 | ・・・、その「2 分の 1(平成 29 年度から令和 3 年度までの各月においては、その 100 分の 10)」が国庫により負担される。 |

【2020/6/5 更新分】

# 労働保険の保険料の徴収に関する法律(RU20804)

| | 訂正箇所 | 訂正後 |
|---|---|---|
| 法改正に伴う補正 | P93<br>問題 239　解説 | ※下記に差し替え |

239. ×（令 2.2.28 基発 0228 第 1 号）労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、当該労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に主たる事務所をもつ事業の事業主に限られない。労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県とは異なる都道府県に主たるの事務所をもつ事業の事業主についても、当該労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる。

以上